

# コスモアイル羽咋・羽咋市立図書館指定管理者選定要領

## 1 目的

羽咋市の文化・芸術・図書館等に対する基本理念を具現化し、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、民間活力を活用して市民サービスの向上を図る。

併せて、行財政改革の推進による経費の節減等を図り、適正な管理運営を確保するため、指定管理者制度に基づき、最適な指定管理者の選定を行う。

## 2 審査対象事業者

本プロポーザルの審査対象事業者は、羽咋市へ企画提案書を提出した応募者に限る。

## 3 審査会の実施

日時 令和8年5月28日（木）ほか（応募者に個別に連絡する）

会場 羽咋市役所4階403会議室（応募者控室404会議室）

出席者 1社につき2人以内とする。

当日のスケジュール（応募者が2者の場合の目安）

9：00～ 9：10	選定委員事前打ち合わせ
9：10～10：00	事業者A：プレゼンテーション30分、ヒアリング20分
10：00～10：10	休憩・入れ替え
10：10～11：00	事業者B：プレゼンテーション30分、ヒアリング20分
11：00～11：10	休憩
11：10～12：00	評価・採点、意見調整、評価結果の取りまとめ

## 4 選定委員

委員 選定委員5名をもって構成する。

## 5 審査方法

### (1) 審査基準

- ① **設置目的の理解**：公共施設としての設置目的を正しく捉えた管理運営方針であること。
- ② **専門性と集客**：専門的な知見を活かし、利用者および入館者の増加が図られる内容であること。
- ③ **地域連携**：地域活性化に貢献し、地域住民や各種団体との協働・連携に配慮されていること。
- ④ **サービスの平等**：サービスの向上と市民の平等な利用が確保されていること。
- ⑤ **事業計画の実効性**：事業計画が施設の目的および募集要項に対し、実質的な効果が見込めること。
- ⑥ **経費の妥当性**：収支予算計画が、維持管理・運営および経費縮減の観点から妥当であること。
- ⑦ **遂行能力（人・物）**：施設管理を安定して行うための人的能力および物的能力を有していること。
- ⑧ **運営の安定性**：民間ノウハウを活用した自主事業等により、安定した運営能力を有すること。

- ⑨ **法令遵守・安全管理**：法令遵守および個人情報の適正管理に関する具体的な計画があること。
- ⑩ **一体管理の相乗効果**：コスモアイルと図書館を一体的に管理することによる相乗効果が期待できること。

## (2) 評価基準

選定委員会は、最適な指定管理者を選定するため、事業者が提出した提案書類およびプレゼンテーション等の内容について審査基準に基づき、総合評価（各委員の合計点）の高い上位の提案を行った事業者を選定する。

評価方法は選定評価書（以下「評価書」という。）を用いて5段階評価を行う。評価点（項目内容によって配点比重が異なる）は以下のとおりとする。

評価（項目内容によって点数比重差がある）				
E	D	C	B	A
2点（1点）	4点（2点）	6点（3点）	8点（4点）	10点（5点）
不十分	不足	標準	良い	非常に良い

## (3) 評価書の記入方法

ア 評価基準に基づき、評価項目ごとに点数にて評価する。

イ 総合的検討案件として、項目別に自己の意見をまとめておく。

### ① 書類審査(事前審査 様式第1号)

委員は審査会までに、提出書類を評価基準に基づき評価書により確認する。

### ② プレゼンテーション（30分以内）

事業計画等の内容および考え方について、事業者から詳細な説明を受ける。

### ③ ヒアリング審査による質疑応答（20分以内）

事業者による説明終了後、委員による質疑を行う。

### ④ 採点の実施(ヒアリング審査 様式第1号)

各委員は説明および質疑応答の内容を踏まえ、評価書に採点および評価意見を記入する。

### ⑤ 審査結果の集約と報告

全応募者の審査終了後、評価結果を集計し、意見交換を経て委員会としての評価をまとめる。選定結果に意見を付し、市長へ報告する。

### ⑥ 資料の回収

審査会終了後、配布したすべての資料（審査用書類等）を回収する。

## 6 事業者の選定基準

区分	委員一人当りの満点	合計満点（5名）	選定基準点（6割）
書類審査	180点	900点	540点
ヒアリング審査	175点	875点	525点

### 【選定の原則】

書類審査およびヒアリング審査の双方が基準点を満たしている場合、当該事業者を候補者として選定する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員の合議により理由を付したうえで、事業者の選定を決定することができる。

- (1) 基準を満たす事業者が複数ある場合、得点順位によらず、内容を総合的に勘案し最も適切と認められる事業者を選定する場合。
- (2) 基準を満たす事業者がない場合、次点者に条件付きで候補者として選定する場合。
- (3) その他、委員長が必要と認めた場合。

## 7 選定結果の公表

審査結果はすべての応募者に後日通知する。指定管理者の指定には議会の議決を要するため、9月市議会定例会での議決を経て、市ホームページ等で正式に公表する。

## 8 指定期間満了前の募集理由

現行の指定期間（令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間）満了を待たず、前倒して次期指定管理者を決定する理由は以下のとおりである。

- ① ホール等の利用申請受付が1年前から開始されるため、早期に管理運営体制を確定させる必要があるため。
- ② 指定期間の空白懸念による施設予約への支障を回避するため。
- ③ 旅行会社等との継続的な契約およびプロモーションの引継ぎを円滑に行うため。
- ④ 従事する職員の雇用安定化を図るため。
- ⑤ 1年間をかけて次期指定管理者への業務引継ぎを確実に実施するため。

## 9 その他

- (1) 委員は、審査を通じて知り得た事柄を他に漏らしてはならない。
- (2) 委員が形成する評価書（個票）は無記名とする。